

重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会医療法人 令和会
代表者	理事長 坂口 満
事業者所在地	熊本市中央区新屋敷1丁目17番1号 電話番号 096-366-3666 FAX 096-366-0811

2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションひまわり
所在地・連絡先	〒869-1106 熊本県菊池郡菊陽町曲手760 電話番号 096-232-3113 (不在時携帯電話に転送されます。) FAX 096-232-3114
事業所番号	4362690028
管理者の氏名	富 梨紗

(2) サテライト

① 渡鹿サテライト事業所

所在地・連絡先 〒862-0970 熊本市東区渡鹿8丁目1-144

電話 096-273-7801

FAX 096-273-7802

② 泗水サテライト事業所

所在地・連絡先 〒861-1201 菊池市泗水町吉富584-3

サンテラス岩倉3番館 1階 B-101号室

電話 0968-41-5581

FAX 0968-41-5582

(3) 事業所の職員体制

業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		0.5	管理
看護師	13	9	4	10.2	看護
作業療法士	6	6(兼務6含)	0	4.8	リハビリ
理学療法士	5	5(兼務5含)	0	4.0	リハビリ
言語聴覚士	2	2(兼務2含)	0	1.6	リハビリ

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	菊陽町・熊本市・大津町・益城町・西原村・合志市・菊池市・御船町 嘉島町
---------	--

(5) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8:30～17:00
土曜日	8:30～12:30
営業しない日	日・祝日・12月30日～1月3日

*但し、24時間連絡体制をとっていますので、緊急時やお困りの際はいつでもお電話ください。

電話番号 096-232-3113 (不在時携帯電話へ転送されます)

3. サービスの内容及び提供の方法

(1) サービスの内容

- | | |
|------------------|------------------|
| ①病状・障害の観察 | ⑥ターミナルケア |
| ②清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦認知症患者の看護 |
| ③食事及び排泄など日常生活の世話 | ⑧療養生活や介護方法の指導 |
| ④褥創の予防・処置 | ⑨カテーテル等の管理 |
| ⑤リハビリテーション | ⑩その他医師の指示による医療処置 |

(2) サービスの提供の方法

- ①サービスは、「訪問看護計画書」に沿って提供します。
- ②サービスを提供した際には、あらかじめ定められた「訪問看護サービス記録書」等の書面に必要事項を記入して、サービス提供終了時に利用者の確認を受けます。
- ③事業者は、一定期間ごとに(又は1ヶ月ごとに)「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護サービス記録書」等の書面を作成して、利用者に説明のうえ交付(するとともに、介護支援事業者に提出)します。

- ④事業者は、前記「訪問看護サービス記録」等の記録を作成終了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

4. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。
 (2) この金額は、介護保険の法廷利用料に基づく金額です。
 (3) 利用者負担金は、利用月の翌月に請求書領収書と引き換えに支払いしていただく方法か、銀行引き落としのどちらかの方法を選択してください。

介護保険料

基本区分	要介護	要支援
訪問看護 20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分～1時間未満	823単位	794単位
1時間～1時間30分未満	1128単位	1090単位
※注1 リハビリ1回あたり	294単位	284単位
40分	588単位	568単位
60分	795単位	426単位
サービス提供体制強化加算	6単位	6単位
初回加算Ⅰ 退院当日訪問	350単位	350単位
Ⅱ 退院翌日以降	300単位	300単位
退院時共同指導加算	600単位	600単位
看護・介護職員連携強化加算	250単位	250単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位	600単位
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	500単位
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	250単位
夜間等訪問看護加算		
・夜間(18:00～22:00)	25%加算	25%加算
・深夜(22:00～6:00)	50%加算	50%加算
・早朝(6:00～8:00)	25%加算	25%加算
ターミナルケア加算	2500単位	
複数名加算 30分未満	254単位	254単位
30分以上	402単位	402単位
長時間訪問看護加算	300単位	300単位
専門管理加算	250単位	250単位
口腔連携強化加算	50単位	50単位

- ※注1 ・1日に2回を越えて行なう場合、1回につき所定単位に要介護は90/100、要支援は50/100を乗じた単位数で算定します。
 ・リハビリ20分を1回とします。

- ・ 1週間に6回を限度に算定します。
- ・ 看護業務の一環として看護職員の代わりに訪問します。
- ・ 1回につき8単位を所定単位数より減算します。また12月超の要支援は更に15単位減算します。

医療保険料

訪問看護療養費	基本利用料・・費用額の1割、2割、3割
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ））	週3日まで 5,550円 ×訪問日数 週4日以降 6,550円 ×訪問日数
訪問看護管理療養費	初日のみ 7,670円 2日目以降 3,000円 ×訪問日数
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1月1回 780円
24時間対応体制加算	1月につき 6,800円
特別管理加算（重症度の高い者）	1月につき 5,000円
特別管理加算（その他）	1月につき 2,500円
訪問看護情報提供療養費	1月につき 1,500円
難病等複数回訪問加算 （精神科複数回訪問加算）	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円
緊急訪問看護加算 （精神科緊急訪問加算）	2,650円×緊急訪問日数
長時間訪問看護加算 （長時間精神科訪問看護加算）	週1回につき 5,200円
乳幼児加算	1日につき 1,500円
複数名訪問看護加算	週1回につき 4,500円
複数名精神科訪問看護加算	1日に1回 4,500円 2回 9,000円 3回以上 14,500円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） （精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ））	外泊中の訪問 8,500円
退院時共同指導加算 + 特別管理指導加算（対象者のみ）	1回につき 8,000円 （ + 2,000円 ）
退院支援指導加算	6,000円
退院支援指導加算（長時間にわたる指導）	8,400円
在宅患者連携指導加算	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき 50円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回 2,000円（月2回に限る）
訪問看護ターミナルケア療養費	1回のみ 25,000円
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
深夜訪問看護加算	4,500円

その他の利用料

(1) 看護師等の派遣に要する交通費

① バス・タクシー等による場合・・・実費

(但し、タクシー使用は利用者からの申し出があった場合のみとする)

② 公共の交通機関以外の場合・・・実費

(訪問看護車等による場合は、距離に応じてガソリン代換算の概算額とする)

(2) 利用者の申し出による、時間外・延長・その他の料金

① 標準的な時間の90分を越えた訪問看護 1時間につき 3000円

② 営業時間外の訪問看護

下記以外(8時~18時)	1時間につき	4,000円
※早朝(6時~8時)の場合	1時間につき	5,000円
※夜間(18時~22時)の場合	1時間につき	5,000円
※深夜(22時~6時)の場合	1時間につき	6,000円

③ 死後の処置

11,000円 (物品代含む、税込み)

尚、上記に記載のないものについては、全て費用実額とする。

(3) 宿泊付き添い看護料金

① 1泊2日 10,000円～ (他詳細は別紙あり)

5. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話)：096-232-3113

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。

***但し、利用者の容態の急変等、緊急時やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。**

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の全額

6、当事業所のサービスの方針

- (1) 当事業所の看護師等は、要支援者又は要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。
- (2) サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策として委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に対して周知します。
- (4) 感染症や災害の発生時において、利用者に対する訪問看護のサービス提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定や研修・訓練（シミュレーション）を実施し、他のステーションへ訪問を依頼するなど必要な措置を講じます。
- (5) 虐待の発生又はその再発の防止及び身体的拘束等の原則禁止とし、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に対して周知するとともに研修を実施します。

7、相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口	電話番号	096-232-3113
	FAX 番号	096-232-3114
	相談責任者	富 梨紗
	対応時間	午前9時～午後5時

○公的機関においても、次の機関において苦情申請等ができます。

熊本県国民健康保健団体連合会	住 所	熊本市東区健軍2丁目4-10 熊本県町村自治会館
	電話番号	096-214-1105（総務課介護保険対策室）
	対応時間	8時30分～17時（土日祝祭日を除く）

8．緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに下記の医療機関と連携をとり必要な処置・対応を行います。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
	医療機関の名称	
	担 当 医	

協力医療機関	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	昼間連絡先	
	夜間連絡先	

9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護の提供により発生した賠償すべき事故には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いはできません。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務(食事、掃除)をすることはできませんので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④看護師等に対して、セクシャルハラスメント、暴力行為、大声または暴言、脅迫的行為、ケア中の喫煙・飲酒・酩酊状態などの迷惑行為があった場合には訪問看護をお断りすることがあります。また、状況によっては基準に基づき対処いたします。
- ⑤当事業所は社会貢献のひとつの形として訪問看護の実習受け入れ施設となっており、訪問時にご利用者の承諾を得て、実習生を同行させる場合がございます。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 熊本県菊池郡菊陽町曲手760
名称 訪問看護ステーション ひまわり
説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人又は立会人

住所

氏名